

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年5月22日第10回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美

小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代・石堂季男

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(議長) それでは、ただいまから、平成27年第10回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、11番日高信行委員、12番下村委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数1件、筆数1筆、面積3,126㎡、畑。賃貸借権、件数1件、筆数5筆、面積6,758㎡、畑。合計で、件数2件、筆数6筆、面積9,884㎡。畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくお願ひいたし

上の地番〇〇〇〇〇-1が〇〇〇-1の畑の右に向かったところの向かい側の畑でございます。ここは安納芋の苗床の畑でございます。安納芋の苗床をしております。それから3番目の〇〇〇-1、ここが今のところの〇〇〇-1より、80m下ったところの左手の畑でございます。5筆の中でこの畑が道脇ですけども、小さい畑でした。それから最後に上から2行目の〇〇〇-1が、今の畑より20m程下って、右側に100m行ったところの奥まったところの畑でございます。全部更地でこれから安納芋を植えるというようなことでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、〇〇〇〇〇〇〇〇については農業生産法人適格届書、法人の設立申請書等の農業生産法人に係わる申請を一緒に提出をしておりますので、農業生産法人としての扱いを通過してございます。以上でございます。

(1番委員)すみません。

(議長)どうぞ。

(1番委員)付け加えまして、同行を局長と日高さんにさせていただきました。ありがとうございました。

(議長)それではこれから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1、第2項順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って、議案第1号農地法第3条申請についての所有権移転順位1、賃貸借権順位1については、許可することに決定します。

(議長)次に日程第4、議案第2号「非農地証明について」を議題とします。第1項について、担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番下村です。議案第2号第1項非農地証明について説明いたします。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、台帳地目畑、地積614㎡、現況地目宅地、所有者、〇〇〇〇さん、住所熊毛郡中種子町野間〇〇〇〇番地2。現況地目となった経過及びその事由等、土地登記簿の地目は畑であるが、平成元年から耕地として利用せず、現況は宅地となっている。この案件につきましては先般5月15日、午前9時より、濱脇会長、日高隆克委員、鮫島安平委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所といたしましては、〇〇〇〇を熊野線に向かいまして、

外れの方に〇〇〇〇がありますが、その手前、左側に〇〇〇〇に入る道路がございます。そこを 50m くらい入ったところの角でございます。この案件につきましては、登記地目は畑ですが申請人の〇〇〇〇さんが平成元年から耕地として利用せず、現状は宅地となっています。この農地は申請人の自宅と近隣宅地に隣接しており、農業生産農地より農業倉庫として利用がし易かったことや隠居住宅が必要であったこと、また4月に〇〇さんの転用要件も許可相当とされたところであり、今回の申請となっています。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議を、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委 員)ありません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明について」の第1項については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の3頁をお開き下さい。承認第1号農用地利用集積計画の承認について、平成27年5月29日を公告日とする利用権設定、賃貸借権5件、筆数8筆、面積 17,841 m²の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の4頁から10頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議 長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第10回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者